

～備えあれば憂いなし！？～

指導・監査対策の考察

Stage.1



区分と用語の確認・整理 1

| 区分 | | 実施主体 |
|---------|----------|------------------------|
| 集団指導 | | 地方厚生局 都道府県 |
| 集団的個別指導 | | |
| 個別指導 | 都道府県個別指導 | |
| | 共同指導 | 厚生労働省 地方厚生局 都道府県 |
| | 特定共同指導 | |
| 監査 | | |
| 適時調査 | | 地方厚生局 |

指導や監査、適時調査はそれぞれの性格を有した、似て非なるもの

指導は「保険診療の質の向上や適正化」を目的とし、適時調査は「届出ている施設基準を実際に満たしているか」を担当者が現地調査する

監査は、指導等の結果から行政措置を前提に行われるものであり、その比重は重たい

各区分の性格

□**集団指導**

保険医療機関・保険医の新規指定や指定更新に、また診療報酬改定時等に、複数の医療機関を一定の場所に集めて、講習会形式で実施される。

【概要】

- 保険診療の取り扱い、診療報酬請求事務、診療報酬の改定内容・過去の指導事例等
- 当日の指導が終われば、完結
- 自主返還等の取り扱いはない

□**集団的個別指導**

1件当たりのレセプト点数が高い保険医療機関を対象に、講習会形式の集団的なものと個別面接形式の個別指導の組み合わせで実施される。

【概要】

- 都道府県の基準平均点を超え、概ね上位8%かつ類型区分（診療科や病床種別等）ごとの平均定数の1.2倍（病院の場合は1.1倍）が対象の目安
- 集団的個別指導の翌年度は、経過観察を実施される
- 対象となるレセプトの大部分（3/4以上）が適正を欠く場合は、集団的個別指導後、概ね1年以内に個別指導が行われる

□個別指導

主に新規指定の医療機関を対象にしたもの。概ね開業後6カ月後に、事前通知された患者のカルテ等を持参し、レセプトと対比する形で実施される。継承等による開設者変更の場合も対象になる。

新規指定以外にも、一定の選定基準に該当する場合には、既指定医療機関に対して実施される。

<主な選定基準>

1. 患者・保険者・審査機関等からの情報提供
2. 個別指導で「再指導」や「経過観察」になったにも関わらず、改善が認められない又はレセプトの大部分が不適正

3. 監査での戒告・注意
4. 集団的個別指導を正当な理由なく拒否
5. 医療法第25条第1項に基づく立入検査の結果、重大な問題の指摘
6. 会計検査院の实地検査で指導が必要と判断

□監査

個別指導の結果などから、次に該当するような場合、保健医療機関の指定の取り消しなどを含む「行政措置」を前提に実施される。

- 診療内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足る理由がある
- 診療報酬の請求に不正または著しい不当があったことを疑うに足る理由がある
- 度重なる個別指導によっても、診療内容または診療報酬の請求に改善がみられない
- 正当な理由がなく、個別指導を拒否

□適時調査

保険医療機関が届け出た「施設基準・人員基準」が遵守して運用されているかについて、地方厚生局の担当官が来院して現地調査。原則として、全ての医療機関が対象。健康保険法上の適正運営が視点であるため、診療内容の調査とは一線が引かれている。

【概要】

- 保険診療のルールに則った適正な運営が行われているか
(健康保険法、療養担当規則、診療報酬「算定要件・施設基準等」)
- 要件が満たされていなければ、該当する診療報酬の自主返還が求められる。これは最長で5年間に遡って行われる



保険医療機関等の診療科別平均点数比較（平成30年度）

| 区分 (病院) | 点数 | | |
|------------------------|---------|---------|---------|
| | 北海道 | 東京 | 沖縄 |
| 一般病院 | 53,632点 | 52,344点 | 52,069点 |
| 精神病院 | 38,689点 | 38,076点 | 39,568点 |
| 臨床研修指定病院・大学附属病院・特定機能病院 | 59,601点 | 62,396点 | 59,099点 |

| 区分 (診療所) | 点数 | | |
|-------------------|--------|--------|--------|
| | 北海道 | 東京 | 沖縄 |
| 内科 (人工透析有以外「その他」) | 1,353点 | 1,209点 | 1,010点 |
| 内科 (人工透析有以外「在宅」) | 1,636点 | 1,673点 | 1,294点 |
| 内科 (人工透析有) | 4,210点 | 9,523点 | 4,888点 |
| 精神・神経科 | 1,019点 | 1,486点 | 1,869点 |
| 小児科 | 989点 | 1,277点 | 863点 |
| 外科 | 1,404点 | 1,353点 | 1,488点 |
| 整形外科 | 1,468点 | 1,294点 | 1,296点 |
| 皮膚科 | 753点 | 739点 | 806点 |
| 泌尿器科 | 1,665点 | 1,107点 | 1,215点 |
| 産婦人科 | 1,205点 | 1,114点 | 913点 |
| 眼科 | 956点 | 801点 | 1,147点 |
| 耳鼻咽喉科 | 1,008点 | 1,007点 | 772点 |

指導・適時調査・監査等の最近の状況比較

| 区分 | 年度（平成） | 医科（保険医療機関等） | その他（歯科・薬局） | 計 |
|---------|--------|----------------|------------|---------|
| 個別指導 | 23年度 | 1,428件 | 2,527件 | 3,955件 |
| | 28年度 | 1,601件(+173) | 2,922件 | 4,523件 |
| 新規個別指導 | 23年度 | 2,039件 | 3,595件 | 5,634件 |
| | 28年度 | 2,154件(+115) | 4,019件 | 6,173件 |
| 集团的個別指導 | 23年度 | 4,742件 | 8,812件 | 13,554件 |
| | 28年度 | 4,630件(-112) | 9,050件 | 13,680件 |
| 適時調査 | 23年度 | 2,124件 | 150件 | 2,274件 |
| | 28年度 | 3,356件(+1,232) | 7件 | 3,363件 |
| 監査 | 23年度 | 100件 | 61件 | 161件 |
| | 28年度 | 28件(-72) | 46件 | 74件 |
| 指定取消 | 23年度 | 6件 | 14件 | 20件 |
| | 28年度 | 3件(-3) | 14件 | 17件 |

指定取消等に係る端緒と返還金額

| 年度（平成） | 指定取消に係る端緒 | 返還金額の状況 | |
|--------|---|------------|------------|
| | | | |
| 23年度 | 保険者等からの情報提供（保険者、 医療機関従事者等、医療費通知） 26件 | 指導による返還分 | 20億7,754万円 |
| | | 適時調査による返還分 | 55億8,133万円 |
| | | 監査による返還分 | 6億3,513万円 |
| | その他 19件 | 計 | 82億9,401万円 |
| 28年度 | 保険者等からの情報提供（保険者、 医療機関従事者等、医療費通知に 基づく被保険者等） 18件 | 指導による返還分 | 40億8,898万円 |
| | | 適時調査による返還分 | 43億5,931万円 |
| | | 監査による返還分 | 4億4,705万円 |
| | その他 9件 | 計 | 88億9,535万円 |

まとめ

- 指導・監査は、それぞれの性格を有しているものの、結局は適切な法令順守が行われているか、ということに帰結する
- 保険請求という側面を有する以上、知らなかったでは済まされない。正しい知識と倫理はリスクマネジメントに繋がる
- 平成28－23年度を比較すると、監査の件数は減っているものの、個別指導や適時調査の件数は増加し、かつ返還金額も約6億円増加している。医療事務職等の存在を単なる受付・事務屋とせず、事務方を強化していくことも重要
- 意外と多いのが、医療従事者からの内部告発。日頃からコミュニケーションをしっかりととるとともに、当然のこととしてコンプライアンスの遵守が求められる

→ 次回は指導監査の指摘事項事例と具体的な対策・チェック事項についての考察を取り上げます

参考文献

- 厚生労働省Webサイト「保険診療における指導・監査」
- 講習会資料「指導・監査対策の基礎知識（有）メディカルサポートシステムズ」
- 北海道・関東信越・九州の各厚生局Webサイト

